

市町における中小企業向け金融支援制度

1. 市町単独融資制度

R8. 4現在

市町名	制度名	融資対象者	資金用途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	信用保証料率	返済方法	担保及び保証人	申込先
				(千円)	(%)		(%)			
四日市市	四日市市中小企業振興資金 (一般融資)	1. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること。なお、本制度の資金用途となる事業も1年以上営んでいること 2. 常時雇用者が50人(商業・サービス業は30人)以下 3. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人 (法人の場合) 4. 資本金の額が小売業・サービス業については5,000万円以下、卸売業にあつては1億円以下、製造業等にあつては3億円以下	運転資金 設備資金	30,000	1.5	運転7年以内 (内据置1年含む)	0%~1.1%	元金均等 月賦返済	原則担保不要 必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	取扱金融機関
	四日市市環境改善設備資金	1. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること。なお、本制度の資金用途となる事業も1年以上営んでいること 2. 公害が発生しているか、発生のおそれがあること 3. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人	移転資金 設備資金			30,000				
	四日市市独立開業資金	個人)市内に主たる事業所又は事務所を設置しようとする又は有する個人 法人)市内に本店登記を行おうとする又は行っている法人 且つ、1~7のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない個人で、1か月以内(※)に事業を開始する具体的計画がある 2. 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し、事業を開始する具体的計画がある 3. 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 4. 事業を営んでいない個人が事業を開始してから5年未満である 5. 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である 6. 分社化により別法人として新たに設立された法人で、設立から5年未満である 7. 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は6か月以内となります。	運転資金 設備資金	35,000	1.3		10年以内 (内据置1年含む)	0.6% (産業競争力強化法による認定特定創業支援等事業を受けたことによる証明書を取得したものにあつては0.3%)	元金均等 月賦返済	原則担保不要 必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
熊野市	熊野市小規模事業資金	市内に住所及び主たる事務所を有する、三重県信用保証協会の保証対象業種の小規模事業者であつて、次に掲げる要件を満たしている事業者 ・市税を完納しているもの ・資金の調達及び返済計画が確実なもの ・所要資金の2割以上を自己負担するもの	設備資金 運転資金			3,000	1.0			